

各位

会社名 ソニーグループ株式会社  
 代表者名 代表執行役 吉田憲一郎  
 (コード番号 6758 東証 プライム)  
 問い合わせ先 財務部 IR グループ  
 (TEL:03-6748-2111(代表))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款を一部変更することについて、2022年6月28日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

## 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり変更を行うものです。
- (i) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。(変更案第14条第1項)
  - (ii) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。(変更案第14条第2項)
  - (iii) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、削除するものです。(現行定款第14条)
  - (iv) 上記(i)乃至(iii)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (2) 執行役の任期を事業年度と合わせることとし、変更を行うものです。(変更案第30条第1項)

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>第14条 (株主総会参考書類のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

<p>(新設)</p>	<p><u>第14条 (電子提供措置等)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第30条 (執行役の任期)</p> <p>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠または増員のため選任された執行役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第30条 (執行役の任期)</p> <p>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>末日までとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下施行日という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則第1条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 定款第30条第1項の変更は、2022年6月28日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時から効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、同日の経過後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会  
定款変更の効力発生日

2022年6月28日(予定)  
上記附則に記載のとおり

以上